

那 霸 市 公 報

第 1 4 4 4 号
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

規 則

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (秘書広報課) 537

告 示

建築基準法 4 2 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について (建築指導課) 537

個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 539

平成 18 年 (2006 年) 10 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課) 539

個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 540

平成 18 年度那覇市一般会計補正予算 (第 2 号) (財政課) 540

平成 18 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) (区画整理課) 543

平成 18 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) (ちゃーがんじゅう課) 545

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課) 547

牧志・安里地区第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告について (市街地整備課) 547

那覇市緑化センター指定管理者の指定申請について (花とみどり課) 550

上下水道局告示

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について…………… 552
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 553

選挙管理委員会告示

- 選挙人名簿登録の抹消について…………… 554
- 沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について…………… 554

福祉事務所長訓令

- 那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令…………… 555

規 則

那覇市規則第54号

平成18年10月16日

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年那覇市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「資本」を「資本金」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第64号
平成18年9月22日
掲 示 済

建築基準法42条第1項第4号の規定による道路の指定について

下記路線を建築基準法42条第1項第4号の規定による道路に指定する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

路 線 名	延 長	幅 員	区 間
那覇広域都市計画道路3・5・那 15号牧志壺屋線	415m	20.95m ~ 14.00m	別図参照

那覇市告示第 6 5 号

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第 6 6 号

平成 1 8 年 1 0 月 3 日

掲 示 済

平成 18 年 (2006 年) 10 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 18 年 (2006 年) 10 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 18 年 10 月 13 日 (金)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 那覇市国際親善名誉市民の選定の同意を求めることについて
 - (2) 専決処分の報告について (那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例制定)
 - (3) 専決処分の報告について (那覇市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定)
 - (4) 専決処分の報告について (那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例制定)

那 霸 市 告 示 第 6 7 号

平成 1 8 年 1 0 月 3 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那 霸 市 告 示 第 7 2 号

平成 1 8 年 1 0 月 1 6 日

平成18年(2006年)9月那覇市議会定例会で議決された平成18年度那覇市一般会計補正予算(第2号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成18年度那覇市一般会計補正予算(第2号)

平成18年度那覇市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,903,896千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,076,585千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		1,121,618	1,465	1,123,083
	2 負担金	1,121,617	1,465	1,123,082

14 国庫支出金		21,683,003	152,019	21,835,022
	1 国庫負担金	15,273,676	159,873	15,433,549
	2 国庫補助金	6,283,730	7,854	6,275,876
15 県支出金		5,120,453	16,153	5,136,606
	1 県負担金	3,687,325	9,068	3,696,393
	2 県補助金	1,022,329	7,085	1,029,414
17 寄附金		27,095	2,400	29,495
	1 寄附金	27,095	2,400	29,495
18 繰入金		1,482,188	1,398,254	2,880,442
	1 特別会計繰入金	130,600	85,754	216,354
	2 基金繰入金	1,351,587	1,312,500	2,664,087
19 繰越金		110,521	1,097,788	1,208,309
	1 繰越金	110,521	1,097,788	1,208,309
20 諸収入		1,692,694	14,217	1,706,911
	4 受託事業収入	230,514	11,686	242,200
	5 雑入	827,109	2,531	829,640
21 市債		8,148,800	221,600	8,370,400
	1 市債	8,148,800	221,600	8,370,400
歳 入 合 計		96,172,689	2,903,896	99,076,585

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		732,648	3,620	736,268
	1 議会費	732,648	3,620	736,268
2 総務費		7,316,292	804,706	8,120,998
	1 総務管理費	4,871,793	804,706	5,676,499
3 民生費		38,846,993	127,204	38,974,197
	1 社会福祉費	13,183,737	86,406	13,270,143
	2 児童福祉費	13,009,248	40,152	13,049,400
	3 生活保護費	12,654,007	646	12,654,653
4 衛生費		6,111,947	34,105	6,146,052
	1 保健衛生費	2,546,035	34,105	2,580,140

6 農林水産業費		114,337	3,500	117,837
	1 農業費	52,098	3,500	55,598
7 商工費		794,323	2,142	796,465
	1 商工費	794,323	2,142	796,465
8 土木費		16,635,121	1,350,507	17,985,628
	3 河川水路費	155,140	8,667	163,807
	5 都市計画費	9,880,344	1,282,921	11,163,265
	6 住宅費	3,890,815	58,919	3,949,734
9 消防費		2,934,725	7,662	2,942,387
	1 消防費	2,934,725	7,662	2,942,387
10 教育費		10,885,713	570,450	11,456,163
	1 教育総務費	1,729,549	1,436	1,728,113
	2 小学校費	3,600,684	541,018	4,141,702
	3 中学校費	1,221,645	2,153	1,223,798
	5 社会教育費	1,327,777	22,758	1,350,535
	6 保健体育費	1,796,026	5,957	1,801,983
歳 出 合 計		96,172,689	2,903,896	99,076,585

第 2 表 債務負担行為補正
追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
市長車リース料(秘書広報課)	平成19年度から 平成23年度まで	5,230
那覇市障害者福祉センター管理運営委託料 (障害福祉課)	平成19年度から 平成20年度まで	10,538
2項道路管理システム構築委託料(建築指導課)	平成19年度から 平成20年度まで	14,400
久場川市営住宅建替事業(昇降機その2、 太陽光発電、電波障害)(建築工事課)	平成19年度	62,825
事務連絡車両リース料(学校給食センター)	平成19年度から 平成23年度まで	1,620

第3表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
4 都市計 画事業	2,406,100	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年8%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び公 営企業金融 公庫資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、 据置期間を含め 30年以内とす る。 償還方法は、 元利均等、元金 均等等による。 ただし、財政 の都合により、 据置期間中であ っても繰上償還 し、償還年限を 変更し、又は借 り換えることが できる。	2,389,900	補正前に 同じ		
7 教育施 設整備 事業	752,400				990,200			

那覇市告示第73号

平成18年10月16日

平成18年(2006年)9月那覇市議会定例会で議決された平成18年度那覇市土地
区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成18年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成18年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定
めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,526千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,223,412千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 2,870,039	千円 7,134	千円 2,877,173
	6 真嘉比古島 第二繰入金	2,666,356	7,134	2,673,490
5 繰越金		9	39,392	39,401
	1 総務管理繰 越金	1	1,519	1,520
	3 真嘉比古島 第一地区繰 越金	2	3,335	3,337
	4 壺川繰越金	1	1,894	1,895
	7 小禄南繰越 金	2	5,932	5,934
	8 真嘉比古島 第二繰越金	2	26,711	26,713
	9 仲井真繰越 金	0	1	1
歳 入 合 計		4,176,886	46,526	4,223,412

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画 整理総務 費		千円 39,186	千円 1,520	千円 40,706
	1 総 務 管 理 費	39,186	1,520	40,706
2 土地区画 整理事業 費		4,103,261	20,957	4,124,218
	1 真嘉比古島 第一地区土 地区画整理 費	8,114	3,028	11,142
	4 真嘉比古島 第二土地区 画整理費	3,938,924	14,492	3,953,416

	5 小禄南土地 区画整理費	139,563	3,437	143,000
5 基金 積立金		194	24,049	24,243
	1 壺川基金 積立金	24	1,894	1,918
	2 小禄南基金 積立金	98	2,495	2,593
	4 真嘉比古島 第一地区基 金積立金	9	307	316
	5 真嘉比古島 第二基金積 立金	62	19,353	19,415
歳 出	合 計	4,176,886	46,526	4,223,412

那覇市告示第74号

平成18年10月16日

平成18年(2006年)9月那覇市議会定例会で議決された平成18年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成18年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成18年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ682,604千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,384,934千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		千円 2,253,599	千円 2,681	千円 2,256,280
	1 他会計 繰入金	2,253,598	2,681	2,256,279
8 繰越金		1	679,923	679,924
	1 繰越金	1	679,923	679,924
歳 入	合 計	14,702,330	682,604	15,384,934

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 515,926	千円 2,681	千円 518,607
	3 介護認定審 査会費	204,624	2,681	207,305
4 基金積立金		1	356,511	356,512
	1 基金積立金	1	356,511	356,512
5 地域支援 事業費		462,756	0	462,756
	1 介護予防 事業費	132,068	0	132,068
	2 包括的支援 事業・任意 事業費	330,688	0	330,688
6 諸支出金		4,052	323,412	327,464
	1 償還金及び 還付加算金	4,051	253,001	257,052
	2 繰出金	1	70,411	70,412
歳 出	合 計	14,702,330	682,604	15,384,934

公 告

那覇市公告第74号

平成18年9月27日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画変更図書の写し送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項及び同法施工規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那 覇 市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：3・3・3号真地久茂地線

3・4・那10号開南線

3・3・那87号二中前線

7・5・那1号神里原線

縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課(那覇市銘苅2-3-1 銘苅庁舎5階)

那覇市公告第76号

平成18年10月2日

掲 示 済

牧志・安里地区第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告について

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第15条第1項の規定により、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告について申請がありましたので、同条第2項の規定により準用する同法第7条の3第2項の規定により、次のとおり公告し、

都市再開発法施行規則（昭和44年11月26日建設省令第54号）第9条の規定により、区域を表示する図面を2週間公衆の縦覧に供します。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について、未登記の借地権を有する者は、同法第15条第2項の規定により準用する同法第7条の3第3項の規定により、この公告のあった日から起算して30日以内に、那覇市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、または借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告してください。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 申請者

那覇市古島1丁目16番地の13

牧志・安里地区市街地再開発組合設立発起人代表

株式会社 大川 代表取締役 外間 幸一 他11名

2 設立予定の組合名称

牧志・安里地区市街地再開発組合

3 施行地区となるべき区域の名称

那覇市牧志二丁目、牧志三丁目、安里一丁目、安里二丁目のそれぞれ一部（別紙参照）

4 施行地区を表示する図面の縦覧場所

那覇市都市計画部市街地整備課（那覇市銘苅2丁目3番1号 銘苅庁舎5階）

5 縦覧期間

平成18年10月2日から平成18年10月16日まで（土・日曜日及び祝日を除く）

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(別紙)

牧志・安里地区第一種市街地再開発事業

施行地区となるべき区域内の土地の地番

町 名	地 番
安里一丁目	4 6 3 番 3、4 6 3 番 4、4 6 3 番 6 の一部、4 6 4 番 2、 4 6 5 番 2
安里二丁目	4 3 9 番 3 の一部、4 3 9 番 1 5、4 3 9 番 1 6、4 3 9 番 2 1、 4 3 9 番 2 2、4 3 9 番 2 3、4 3 9 番 2 4 の一部、4 3 9 番 3 0、 4 3 9 番 3 1 の一部、4 3 9 番 3 5 の一部、4 3 9 番 3 9、 4 3 9 番 4 0、4 3 9 番 4 4 の一部、4 3 9 番 4 5、4 3 9 番 4 6、 4 3 9 番 4 7、4 3 9 番 4 8、4 3 9 番 4 9 の一部、 4 3 9 番 5 0 の一部、4 4 0 番 1 0、4 4 0 番 1 1、4 4 2 番 2、 4 4 2 番 3、4 4 2 番 8、4 4 2 番 9、4 6 1 番 3 の一部、 4 6 1 番 4、4 6 1 番 5 の一部、4 6 3 番、4 6 3 番 1、 4 6 3 番 2、4 6 3 番 5 の一部、4 6 3 番 9、4 6 3 番 1 3、 4 6 3 番 1 4、4 6 3 番 1 5、4 6 3 番 1 6、4 6 3 番 1 7、 4 6 3 番 2 5、4 6 3 番 2 7 の一部、4 6 3 番 2 8 の一部、 4 6 3 番 2 9、4 6 3 番 3 0、4 6 3 番 3 1、4 6 3 番 3 2、 4 6 3 番 3 3、4 6 3 番 3 4、4 6 3 番 3 5、4 6 3 番 3 6、 4 6 3 番 3 9、4 6 3 番 4 2、4 6 3 番 4 3、4 6 3 番 4 7、 4 6 4 番、4 6 4 番 1、4 6 5 番 1、4 6 5 番 3、4 6 5 番 4、 4 6 5 番 5、4 6 5 番 6
牧志二丁目	2 7 2 番 7 の一部、2 7 2 番 9、2 7 2 番 1 3
牧志三丁目	2 7 2 番 3、2 7 2 番 1 2、2 7 2 番 1 4、2 7 2 番 1 5、 3 0 3 番 1 の一部、3 0 3 番 4 の一部、3 0 3 番 5 の一部、 3 0 4 番 1 の一部、3 0 4 番 3 の一部、3 0 4 番 4 の一部、 3 5 3 番 の一部、3 5 3 番 9、3 5 3 番 1 0、3 5 4 番 5、 3 5 5 番、3 5 9 番 3、3 6 0 番 3、3 6 0 番 4、 3 6 1 番 1 3 の一部、3 6 1 番 1 5、3 6 1 番 1 6、3 6 1 番 1 7、 3 6 1 番 1 8、3 6 1 番 1 9、3 6 1 番 2 0、3 6 1 番 2 1、 3 6 2 番 の一部、3 6 2 番 1、3 6 2 番 3 の一部、3 6 4 番 3 6 5 番、3 6 5 番 1、3 6 5 番 2、3 6 5 番 3、3 6 6 番、 3 6 6 番 1、3 6 6 番 2、3 6 7 番、3 6 8 番、3 6 9 番、 3 7 0 番、3 7 1 番、3 7 2 番、3 7 3 番、3 7 4 番 7

那覇市公告第 8 5 号

平成 1 8 年 1 0 月 1 6 日

那覇市緑化センター指定管理者の指定申請について

平成 1 9 年 4 月 1 日からの那覇市緑化センターの管理を行う法人その他の団体を、次のとおり募集いたします。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 名称及び位置

名 称 那覇市緑化センター

位 置 那覇市おもろまち 3 丁目 2 番 1 号 (新都心公園内)

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市緑化センター指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日 (3 年間)

4 応募資格

- (1) 緑化センターの管理運営を円滑かつ安定して実施できる那覇市内に主たる事務所を有する法人その他の団体 (法人格は必ずしも必要ではありません) とします。但し、個人の応募は不可とします。
- (2) 造園施工管理技士、造園技能士、樹木医のいずれかの資格を有する者又は同等の知識や経験を有する者が 2 人以上いること。
- (3) 市税の滞納がないこと。(直近 3 ヶ年)
- (4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 自主事業に関し、法令の資格要件等や知識を有すること。

5 那覇市緑化センター指定管理者指定申請の方法

- (1) 那覇市緑化センター指定管理者指定申請書、募集要項等の配布及び提出場所
那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎3階
那覇市建設管理部 花とみどり課
- (2) 提出書類
応募を希望する団体は、次の書類（正本1部、副本8部）及び電子データ（各証明書を除く）を提出して下さい。
申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しません。なお、提出された書類は、那覇市情報公開条例の規定に基づく情報公開の対象となることがあります。
那覇市緑化センター指定管理者指定申請書（第1号様式）
定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
役員の名簿及び履歴書
組織及び運営に関する事項を記載した書類
指定申請の日の属する事業年度の前事業年度（平成17年度）における期末の財産目録及び収支決算書
指定申請の日の属する事業年度（平成18年度）における事業計画書及び収支予算書
指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の緑化センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
納税証明書
ア 法人の場合は、直近3カ年の市税の納税証明書。設立1年未満の場合は、代表者の直近3カ年の市税の納税証明書。
イ その他の団体の場合は、代表者の直近3カ年の市税の納税証明書
その他市長が必要と認める書類
- (3) 視察及び説明会の開催
日時：平成18年10月18日（水） 午後3時から5時
場所：那覇市緑化センター
- (4) 募集要項等の配布期間
平成18年10月18日（水）から11月17日（金）まで
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- (5) 募集要項等に関する質問の受付
平成18年10月18日（水）から11月17日（金）まで
FAX又はEmailにより提出
- (6) 質問への回答
平成18年11月21日（火）
質問に対する回答は、FAX又はEmailで、応募予定者全員（募集要項等

配布を受けた者)に一括して回答するほか、同日午後3時から5時の間に緑化センターで説明会を開催致します。

(7) 応募期間 (申請書類の受付期間)

平成18年11月22日(水)から12月5日(火)まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く

午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までの間は除く。)

(8) 提出方法

那覇市緑化センター指定管理者指定申請書 (第1号様式) のほか、必要書類等を花とみどり課へご持参ください。

(郵送、FAXによる提出はできません。)

6 問い合わせ先

〒900-0004

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎3階

那覇市建設管理部 花とみどり課 (東迎、仲宗根、名嘉真)

TEL 098-951-3225 (内線8208)

FAX 098-951-3226

Email b_park001@neo.city.naha.okinawa.jp

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第16号

平成18年9月22日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録	事業者	事業者の所在地	代表者
205	翼防水設備	うるま市字安慶名402番地	喜名 健

那覇市上下水道局告示第17号
平成18年9月26日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

新 規 指 定

指定(登録)番号 第 162 号
指定工事店名 合同会社 渡久地重工
営業所所在地 那覇市古波蔵3丁目5番34号
代表者名 渡久地 政繁
有効期間 自 平成17年4月 1日
至 平成22年3月31日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第20号
平成18年10月2日
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿から登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

- 1 登録抹消者 登録抹消者リスト(選挙管理委員会にて保管)のとおりに
- 2 登録抹消条件 平成18年5月1日から同年5月31日までに転出した者及び職権消除された者
- 3 登録抹消者数 862名(男451名 女411名)

那覇市選挙管理委員会告示第21号
平成18年10月16日

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法(昭和24年法律第267号)第94条にて準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条の規定により、平成18年10月20日から平成18年11月3日までに縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧の場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会 事務局

福祉事務所長訓令

那霸市福祉事務所長訓令第3号

平成18年9月27日

施 行 済

那霸市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市福祉事務所長 与 儀 弘 子

那霸市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令

那霸市福祉事務所事務専決規程(昭和54年那霸市福祉事務所長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表副部長の専決事項の項第1号中「第21条の25第1項」を「第21条の6」に改め、同項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、同項第11号中「第15条の32第1項」を「第15条の4」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第13号を削り、第14号を第10号とする。

別表障害福祉課長の専決事項の項中第1号及び第2号を削り、同項第3号中「第9条第5項」を「第9条第7項」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号を削り、同項第7号中「第38条第1項に規定する費用の負担命令並びに同条第3項及び第4項」を「第38条」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第8号を第4号とし、第9号を削り、第10号を第5号とし、第11号から第13号までを5号ずつ繰り上げ、同項第14号中「(副部長の専決事項第13号に規定する事項を除く。)」を削り、同号を同項第9号とし、同項中第15号を第10号とし、第16号から第19号までを5号ずつ繰り上げる。

付 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。